

魅力ある融資条件で小規模事業者を力強く支援します！



マル経

融資制度



(小規模事業者経営改善資金融資制度)

事業者の皆様を金融面からサポートするための国の融資制度です。

マル経融資の3大特徴

担保
不要

低金利

2.00%

※R7.4.1 現在

保証人
不要

がんばる企業を
商工会議所が推薦

融資限度額

2,000万円

※1,500万円を超えるご融資の場合は、
別途事業計画書の作成・提出が必要となります

融資対象、条件等

- 常時使用する従業員が商業・サービス(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下、製造業その他は20人以下の小規模事業者
- 1年以上事業を営み、盛岡商工会議所の経営指導を原則として6カ月以上受けている方
- 確定申告を行い、税金を完納されている方
- 日本政策金融公庫の非対象業種でない方

返済期間

運転資金

設備資金

10年以内(据置2年以内)

資金使途

運転

設備

商品・材料仕入れ、買掛金、諸経費の支払など

営業車両、PC、複合機、機械設備など

※例えばこのような使い方

PC購入10万円、
営業用車両導入100万円など、
設備資金もお手軽にご利用いただけます。



現在、マル経融資をご利用の皆様へ・・・借入額の半分以上をご返済されている方は借換も可能です(※借換の目安です。)

※資金使途、経営状況等によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承願います。

お申込み前にまずはご相談ください

お問合せはこちらまで

盛岡商工会議所

〒020-8507 盛岡市清水町 14-12
TEL : 019-624-5880

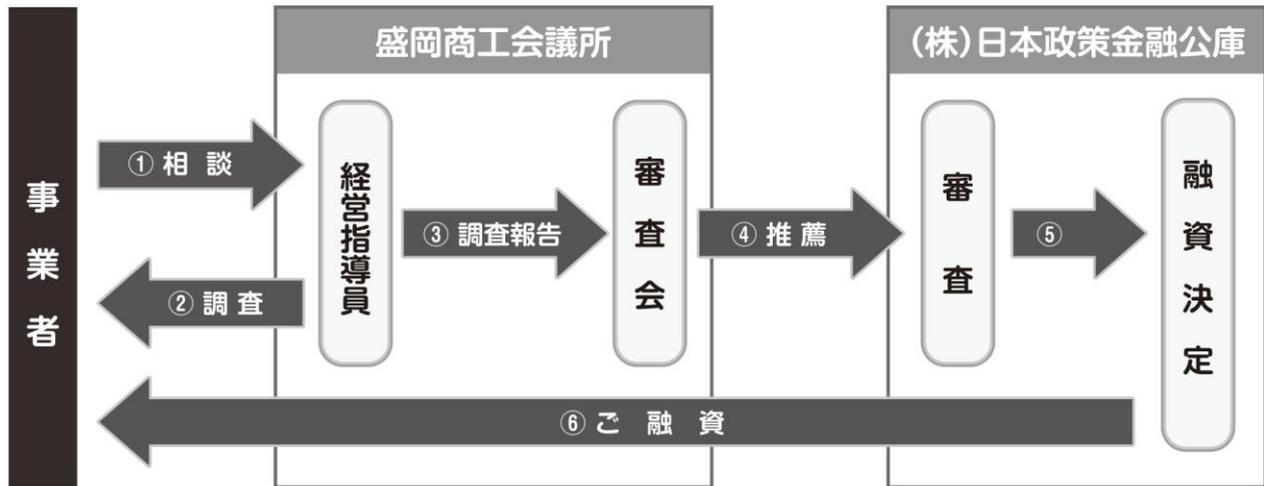
都南支所

〒020-0834 盛岡市永井 23-15-2
TEL : 019-638-3399

玉山支所

〒028-4125 盛岡市好摩字芋田向 85-29
TEL : 019-682-0127

お申込みからご融資までの流れ



※②の調査には1週間程度いただきます。
 ※決算内容、資金使途等によっては、ご希望に添えない場合があります。



お申込み時に用意いただくもの

法人企業

- 1.前期・前々期の決算書の控え
※決算後6ヶ月を経ている場合は、出来る限り最近の試算表
- 2.前期・前々期の確定申告書の控え
※勘定科目内訳明細書等を含む
- 3.会社の「現在事項全部証明書」又は
 「履歴事項全部証明書」(3カ月以内のもの)
※公庫受付時点でマル経資金の借入れがない場合
- 4.法人税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書
 (直近にあるもの)
- 5.次に掲げるいずれかの書類
 - 税務署の受領印のある税務申告書の別表一(一)の控え
 - 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - 消費税の領収書又はその証明書
 - 源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - 法人税の領収書又はその証明書
 (税額又は事業所得税が0円の場合は除く)
- 6.金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表
※代表者家族名義含む
- 7.設備資金の場合、見積書・契約書
- 8.初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書
 (3カ月以内のもの)

個人事業主

- 1.前期・前々期の決算書の控え
※決算後6ヶ月を経ている場合は、出来る限り最近の試算表
- 2.前期・前々期の確定申告書の控え
- 3.所得税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書
 (直近にあるもの)
- 4.次に掲げるいずれかの書類
 - 税務署の受領印のある確定申告書の第一面の控え
 - 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - 消費税の領収書又はその証明書
 - 源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - 所得税の事業所得にかかる証明書
 (種類その2、所得種類が事業所得と記載のもの)
- 5.金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表
※代表者家族名義含む
- 6.設備資金の場合、見積書・契約書
- 7.初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書
 (3カ月以内のもの)

